

# 青森県報

第六百九十号

令和五年  
十一月二十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こ じ ゃ る 福 祉 課) …… 一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 保安林の指定解除予定……………(林 政 課) …… 二

### 公告

- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構 造 政 策 課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) …… 二
- 右 ……(中 南 地 域 民 局) …… 三
- 右 ……(上 北 地 域 民 局) …… 三
- 右 ……(同) …… 三
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(下 北 地 域 民 局) …… 五

## 告

## 示

### 青森県告示第六百七十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 名称又は 名称又は 株式会社な でし子	主たる事務所の 所在地又は住所 東京都中央区銀 座七丁目一五の 八タウンハイッ 銀座四〇六	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
訪問介護 株式会社な でし子	撫子ケアセ ンター		南津軽郡藤崎町 大字藤崎字西村 井三二の一	令 和 五 ・ 三 ・ 一

### 青森県告示第六百七十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
M'sいしかわ薬局	弘前市大字石川字石川一〇三の 五	令 和 五 ・ 二 ・ 二 四
アサヒ調剤薬局	東津軽郡今別町大字浜名字中字 田一の二〇	〃

青森県告示第六百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する	病院等	診療科目	指定期日
	名称			
吉川 圭	青森県立さわらび療育福祉センター	弘前市大字中別所字平山一六八	整形外科（肢体不自由）	令和五・三・一

青森県告示第六百七十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 解除予定保安林の所在場所  
つがる市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年十一月二十二日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社鳥谷部ライズセンター	上北郡七戸町	上北郡七戸町字中岫村ノ上九の二ほか三筆	

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社オオツギホーム
- 二 代表者の氏名 太田次男
- 三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字浪岡字淋城五〇の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六六九一号
- 五 取消年月日 令和五年十月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社INP

二 代表者の氏名 成田郁夫

三 主たる営業所の所在地 平川市本町村元三の一

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二〇〇四九二号

五 取消年月日 令和五年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社佐野水道設備

二 代表者の氏名 佐野勝貴

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字稲吉三の一二

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第五〇〇六五九号

五 取消年月日 令和五年十月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 コベルコプロフエッションナルサービス株式会社

二 代表者の氏名 山田泰司

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附二六一の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第五〇〇四〇二号

五 取消年月日 令和五年十月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認められた。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 有限会社北商
- 二 代表者の氏名 伊藤泰一
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保五九の三八二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一三九四六号
- 五 取消年月日 令和五年十月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年十月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 田中電設
- 二 氏名 田中直人

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字下平二〇二の六

四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第五〇〇三七号

五 取消年月日 令和五年十一月二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業及び電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社田嶋建装
- 二 代表者の氏名 田嶋義春
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字深持字南平一九二の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第八〇三八号
- 五 取消年月日 令和五年十一月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和五年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社成田DAM起業

二 代表者の氏名 成田記子

三 主たる営業所の所在地 三沢市大字三沢字下久保四一の四〇

四 許可番号 青森県知事許可(般―二)第五〇〇三三六号

五 取消年月日 令和五年十一月七日

六 取消しに係る建設業の許可

石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 岩切工業

二 氏名 岩切智志

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の六三〇

四 許可番号 青森県知事許可(般―三)第六〇〇二一〇号

五 取消年月日 令和五年十一月六日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可  
七 取消しの原因となった事実

令和五年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭